

○厚生労働省告示第五百四十号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四号第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）第五十七条第一項及び第八十九条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める離島その他の地域の地域を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める離島その他の地域の基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める離島その他の地域

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四号第二項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）第五十七条第一項及び第八十九条第二項の規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域の各号のいずれかに該当することとする。

一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島

三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

五 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

六 厚生労働大臣が定める特別住宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生労働省告示第五十三号）に定める地域

○厚生労働省告示第五百四十一号

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第十九条第三項第三号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める特別な居室の提供に係る基準

一 特別な居室の定員が、一人又は二人であること。

二 指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等）の特別な居室の定員の合計数を障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条に規定する運営規程（第六号において、運営規程」という。）に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。

三 特別な居室の利用者一人当たりの床面積が、九・九平方メートル以上であること。

四 特別な居室の施設、設備等が、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けるのにふさわしいものであること。

五 特別な居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択に基づいて行われるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。

六 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額が、運営規程に定められていること。

○厚生労働省告示第五百四十二号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八条第一号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一号イ①及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第一条第一号イ②（一）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八条第一号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一号イ①及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第一条第一号イ②（一）の平均障害程度区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二号及び第八十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下、利用者の数」という。）及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。

算式

平均障害程度区分 = (2 × 重度障害区分の人数 + 1 × 中重度障害区分の人数 + 0 × 軽度障害区分の人数) ÷ (重度障害区分の人数 + 中重度障害区分の人数 + 軽度障害区分の人数) + (4 × 回診第4号に掲げる区分4に該当する利用者の数) + (5 × 回診第5号に掲げる区分5に該当する利用者の数) + (6 × 回診第6号に掲げる区分6に該当する利用者の数) ÷ (重度障害区分の人数 + 中重度障害区分の人数 + 軽度障害区分の人数)

○厚生労働省告示第五百四十三号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める基準

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下、介護給付費等単位数表」という。）第三の1の行動援護サービス費の注1の②の厚生労働大臣が定める基準

二 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1の②の厚生労働大臣が定める基準

三 行動関連項目について、別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。